

4 都道府県と県庁所在地

○都道府県の成り立ち

()とは、地方の政治を行うための基本単位のこと

→1871年に明治政府が廃藩置県を行い、それまでの藩を廃止して「府」と「県」がおかれる

- [():「みやこ」を意味する。江戸時代以前から重要な都市の東京、京都、大阪は府となる
- ():「首都」を意味する。東京は廃藩置県で府となったが、1943年に都に変更される
- ():「大きな行政の単位」を意味する。面積の大きい北海道にだけ用いられる
- [():東京都、京都府、大阪府、北海道以外に県が用いられる

※現在は1都1道2府43県の47都道府県

○都道府県庁所在地の成り立ち

()とは、都道府県庁が置かれている都市のこと

→都道府県庁所在地には、都道府県議会や裁判所など、政治の中心的な役割を持つ機関が集中

○都道府県の境界

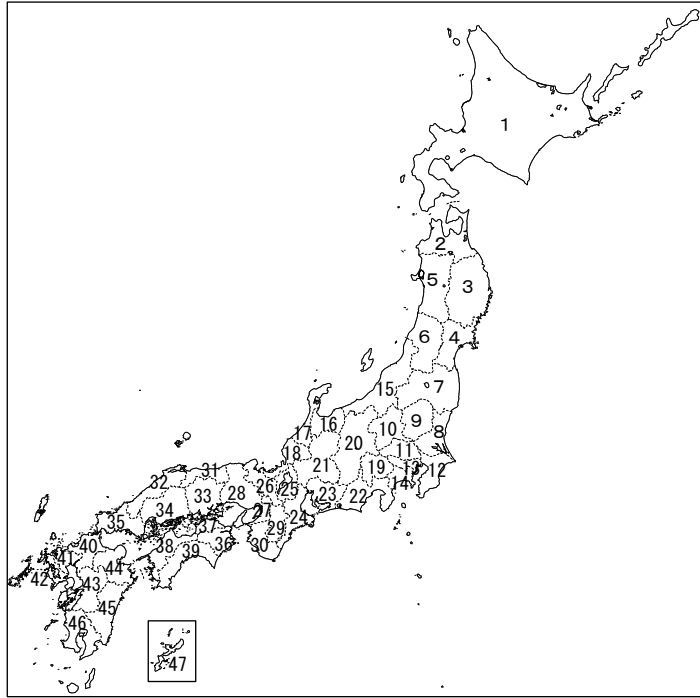
都道府県境とは、都道府県の境界線のこと

→都道府県境は、山地や河川、海峡などに沿って引かれることが多い

- [県境が未確定:富士山の山頂(山梨県と静岡県)
- [飛び地:和歌山県北山村



○都道府県と都道府県庁所在地



都道府県

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35
36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47		

都道府県庁所在地

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35
36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47		